

令和8年

春の全国交通安全運動

実施要綱

実施
期間

4月6日月▶4月15日水

スローガン 車から ぼくたちみえない 手をあげよう



交通安全啓発図画コンクール最優秀作品 (令和7年度知事賞)
長崎市立桜町小学校5年 (当時) 下村 香稀 さんの作品

重点

- 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

特別広報

「横断歩道「止まらば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

運動の 目的

本運動は、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民全体で交通事故防止に取り組むことを目的とします。

重点1

通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

新入学児童が新たに交通社会の一員に加わり、こどもの交通事故の危険性が高まります。また、依然として、高齢歩行者が道路を横断中に車両と衝突して亡くなるという交通事故が多く発生しています。こどもを始めとする歩行者を交通事故から守るため、次の事項を推進します。

こども

- 「道路に飛び出さない」、「横断歩道を渡る」、「道路で遊ばない」などの交通ルールを守りましょう。
- 登下校時などは、遊びながら道路を歩かないように注意しましょう。



歩行者



- 道路を横断するときは近くの横断歩道を利用し、横断する前に手を挙げ、運転者に「手のひら」を示して横断の意思を伝えて、車両が止まってから横断しましょう。
- 道路を横断するときは、左右の安全確認をしっかりとしましょう。また、横断中にも安全を確認しましょう。

運転者

- 横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは、必ず横断歩道手前で一時停止して歩行者に道をゆずりましょう。
- 通学路や生活道路を通行するときは、あらかじめ安全な速度に減速し、歩行者の有無を確認するなど安全運転を心がけましょう。



家庭、学校、地域、職場、関係機関等

- 通学路等における見守り活動を推進しましょう。
- こどもに対する参加・体験・実践型の交通安全教室等による交通安全指導を推進しましょう。
- 学校周辺の通学路や生活道路を近道又は渋滞を避けるための抜け道として安易に通行せず、幹線道路を通行するよう努めましょう。
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策や、通学路交通安全対策プログラム等に基づく点検や対策を推進しましょう。

重点2

「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

自転車、バイク、車などの車両を運転中にスマートフォンを使用するのは、視野が狭くなったり反応が遅れたりするので交通事故の原因となり大変危険です。

「運転中はスマートフォンを使用しない」、「歩行者がいる場合は歩行者の安全を優先する」など、運転者として安全運転意識の向上を図るため、次の事項を推進します。

運転者

- 運転中にスマートフォンを見たり操作したりするのは、道路交通法違反であり、交通事故に直結する大変危険な行為です。絶対にやめましょう。
- 運転中は歩行者との安全な間隔を取り、場合によっては一時停止して先をゆずるなど、歩行者の安全を第一とし、歩行者優先の意識を持ちましょう。



家庭、学校、地域

- 日頃から、ながらスマホの悪質・危険性などを話題にして、ながらスマホを絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 地域の交通安全啓発活動へ積極的に参加しましょう。

職場、関係機関・団体

- 職場の朝礼、出発時の声掛け、各種会合などの機会を通じて、事業所全体で交通事故防止のための運転を心がけるよう指導しましょう。

歩行者がいるのに停止しないのは違反です！

横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるのに、車両が横断歩道手前で停止せずに通過する行為や、すでに横断している歩行者を立ち止まらせる行為等は「道路交通法違反」です。

横断歩行者等妨害等違反の反則金・点数				
	大型車	普通車	二輪車	原付車
反則金 (単位：円)	12,000	9,000	7,000	6,000
点 数	2点			

重点3

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール の理解・遵守の徹底

自転車は、身近で便利な乗り物ですが、一方で交通ルールの理解不足による交通違反を原因とする事故も発生しています。また、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備され、4月1日から交通反則通告制度が開始されます。

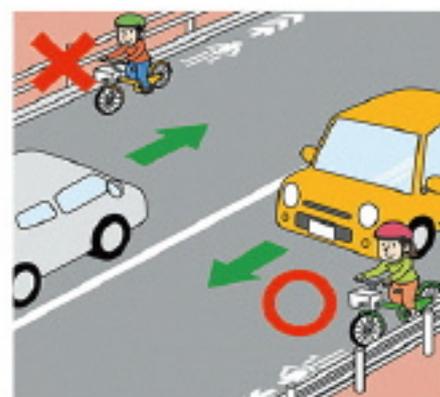
自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底と、交通マナー向上を促進するため、次の事項を推進します。

自転車・特定小型原動機付自転車の利用者

- 自転車・特定小型原動機付自転車利用者は、自らを守るためヘルメットを着用しましょう。
- 自転車利用者は「自転車安全利用五則」を遵守し、マナー向上を図りましょう。
- 自転車運転中の加害事故に備え、損害賠償保険等に加入しましょう。

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



家庭・学校・地域

- 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対して、交通ルールの遵守と安全運転の声掛けを実践しましょう。
- 全年齢層の自転車・特定小型原動機付自転車利用者に、ヘルメットの着用を呼び掛けましょう。
- 自転車利用者に対し、損害賠償保険等への加入を促進しましょう。

職場、関係機関・団体

- 配達業務中の交通事故防止のため、関係事業者や自転車配達員へ安全対策を働き掛けましょう。

県内統一行事

4月7日(火)	街頭指導活動・広報活動強化の日	登下校指導、こども・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。 また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
4月10日(金)	交通事故死ゼロを目指す日	県民一人一人が交通事故を起こさないよう、濃わないよう呼び掛けます。
	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。

令和8年 長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー